

東北大学短期集中型共同研究留学生派遣プログラム

Tohoku University Cooperative Laboratory Study Program Outbound Intensive (2015-2016)

平成27年度派遣留学生第2回募集要項

募集の内容

大学間あるいは部局間の学生交流協定に基づく短期集中共同研究留学生派遣プログラム(COLABS集中型)(以下、「本プログラム」という。)の平成27年度派遣学生を下記により募集します。

1. プログラム概要

(1) 派遣先大学及び募集人員

派遣先大学:原則として、東北大学との大学間又は部局間交流協定校(※授業料不徴収条項があること。)

※協定校以外への派遣を希望する場合は、留学生課に相談してください。

募集人員:25名(※ただしJASSO奨学金支給枠は19名とする。)

(2) 派遣期間

平成27年夏・秋以降、**32日以上3か月以内**

※より早い時期の派遣開始を希望する場合は、留学生課に相談してください。

※奨学金支給は最大3か月分までとなります(派遣期間と奨学金支給回数の考え方については、募集要項「4. 留学経費・奨学金について」及び別添「奨学金の支給対象月の考え方」を参照してください。)

(3) プログラム修了要件

①課題研修、単位取得を含めて12ECTS相当(総研究時間300時間)の研究等に取り組むこと。

(※ECTS:European Credit Transfer System 欧州単位互換制度)

②研究報告書(A4版で5頁程度の英文での研究報告書)の提出

③COLABS研究発表会でのポスター発表

④本プログラムに関する所属部局における単位認定

※所属部局における単位認定については、必ず所属部局の教務担当教員等に確認してください。

※修了要件を満たすことができなかった場合、JASSO奨学金の返納を求める場合があります。

2. 応募から出発までのスケジュール

(1) 応募書類提出までに行うこと

日 程	応募者が行う手続き	所属部局担当者が行う手続き
平成27年4月8日(水)募集開始	①派遣希望大学における指導教員への コンタクト ②派遣希望大学担当者に、学術交流協 定に基づく受入となることを確認 ③応募書類の作成 ④応募書類を所属部局担当者に提出	
平成27年5月25日(月)	←	⑤「応募予定者一覧」を留学生課 に提出
平成27年5月29日(金) 提出期限※	←	⑥応募書類をとりまとめ、留学生 課に提出

※各部局から留学生課への提出期限です。応募書類は、必ず所属部局を通じて提出してください。

※派遣希望国・地域又は派遣希望大学等によってはビザの取得や留学申請等に時間を要することから、希望どおりの派遣開始ができない場合があります。

※派遣開始は、遅くとも平成28年3月31日となります。

(2) 応募書類提出後のスケジュール

平成27年6月上旬 面接選考
平成27年6月中旬 学内選考合格者決定
→派遣希望大学への申請
～受入許可書の受領(派遣の決定)
平成27年8月 派遣前オリエンテーション
平成27年9月～ 随時出発

応募について

1. 応募の前に行っていただくこと

(1) 応募資格の確認： 応募資格者は、次の全てを満たす者とする。

(1)	本学の下記の研究科に所属する博士課程前期及び後期の課程の大学院学生又は本学学部学生で以下の研究科に進学予定(派遣時には大学院進学が決定していること)の者※ 理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、 情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科
(2)	専門分野に関し、派遣先大学において研究を行い高等教育を受けるに十分な英語能力と健康状態を有し、留学による単位を取得できる見込みのある者
(3)	上記のプログラム修了要件を満たすとともに、留学期間終了後、本学に戻り学業を継続し、修了年限を延長することなく当該課程を修了できる見込みのある者

※6年制課程の学部については、派遣時に大学院進学が決定しない5年次以上の学部学生も応募可。

(2) 派遣先大学における指導教員へのコンタクト

派遣先大学における指導教員へ連絡し、受入についての承諾を得てください(東北大学留学生課が指導教員の手配や問い合わせ等を行うことはできません)。

2. 応募書類の作成・応募方法について

<応募者の方>

(1) 応募書類

①派遣留学生候補者調書【所定様式】

②指導教員の推薦状(修業年限内での学位取得の見込み、英語能力を含む)【任意様式】

なお、学位取得の見込みについては、具体的な研究テーマの設定とすすめ方を派遣先の研究室と事前打ち合わせをした状況を考慮した内容を含めること。6年生課程の学部の5年次以上の学部学生で、派遣時に大学院進学が決定しない者については、「派遣先で研究活動に従事するために十分な研究遂行能力を有すること」を推薦状に記載してください。

③学業成績証明書(大学入学以降の成績証明書)

④学業成績評価係数計算表【所定様式】

⑤語学能力証明書(写し) (TOEFL等)

⑥受入れ承諾書(写し)※

※受入教員氏名、職名、所属大学、申請者氏名、受入期間が記載されたもの。受入期間は年月日まで記載されていることを必ず確認してください。

⑦COLABS派遣プログラム誓約書

〔提出書類作成上の留意事項〕

- ・提出書類は全てA4判に統一してください。
- ・提出書類一式を4部提出してください。そのうち、3部はホッチキス止めしてください。

(2)応募書類提出方法

所属部局担当部署まで応募書類を提出してください。

(3)応募書類提出期限

必ず、所属部局担当部署に確認すること。

情報科学研究科：平成27年5月26日（火）

<各部局担当者の方>

(1)応募予定者についての事前連絡

事務処理の都合上、各部局からの応募予定者について事前にお知らせ願います。

①提出書類

別紙「平成27年度COLABS派遣プログラム応募予定者一覧」

※応募タイプごとに分けて作成してください。

②提出期限

平成27年5月25日（月）

※電子ファイルにより、留学生課海外留学係(sab_query@bureau.tohoku.ac.jp)まで提出してください。

(2)応募書類の提出

各部局で応募書類をとりまとめ、留学生課まで提出してください。

3. 選考

本プログラムの派遣候補者の選考は、提出書類の書類審査（第一次審査）及び面接審査（第二次審査）により行います。第二次審査日時は、第一次審査に合格した者に別途通知します。

4. 留学経費・奨学金について

(1)経費負担

留学に要する経費は、留学生本人の自己負担とします。

(2)授業料

授業料不徴収条項に基づき、留学先大学からは授業料は徴収されません。本学の授業料は納付する必要があるので、留意してください。

(3) 奨学金について

・独立行政法人日本学生支援機構海外留学支援制度による奨学金

独立行政法人日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）による、海外留学奨学金。本プログラムによる派遣候補者に選考され、かつJASSOの定める受給条件を満たしている者に支給します。

－奨学金：月額6・10万円（派遣地域により異なる）

－採用人数：24名（平成27年度予定）

－対象者：日本国籍を有する者または日本の永住資格を有する者で、学業、人物ともに特に優秀である者。原則として、前年度の成績評価係数が2.30以上の者。前年度の成績評価係数が2.30未満の場合又は前年度の成績が判明していない等により、成績評価係数で表すことが

できない場合も、奨学金支給対象者として認められる可能性があります。

一支給回数:派遣期間により2か月分または3か月分の支給となります。派遣期間中の各月に係る奨学金支給の有無については、以下の基準により判断します(詳細については別添「奨学金の支給対象月の考え方」を参照してください)。

①留学開始月・留学終了月以外

月毎に支給します。

②留学開始月・留学終了月

開始月及び終了月の留学日数の計により、下表のとおり支給の有無を判断します。

留学開始月及び 留学終了月の日数の計	開始月	終了月
31日以内	支給する	支給しない
32日以上	支給する	支給する

<留意事項>

他の団体等から奨学金等を受給している場合には、当該奨学金の定めによりJASSOの奨学金を受給することができない場合があります。例えば、日本学術振興会特別研究員、リーディング大学院奨励金受給者、トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム採用者はJASSO奨学金を受給することができません。本プログラムへの応募に際しては、必ず、受給中の奨学金等のルールを確認してください。

(4) 海外旅行保険料について

派遣することが決定した場合は、留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するために、必ず、「治療・救援費用」が3,000万円以上かつ出発日から帰国日までを保険期間に含める海外留学保険に加入してください。なお、保険料は留学生本人の自己負担とします。

5. 留学中の本学における学籍上の身分

本プログラムによる派遣中の学籍上の身分については、所属学部・研究科が定める身分となります。

6. その他

(1) 本学の学内選考に合格しても、次の場合は派遣できません。

- ①派遣先大学の入学許可が得られなかったとき。
- ②派遣先大学への応募書類の提出の段階で応募資格を満たす見込みがないとき。
- ③健康を害し、派遣先での修学に困難があるとき。
- ④派遣先大学の募集人員が減ったとき。
- ⑤「COLABS派遣プログラム誓約書」の記載事項を守れないとき。
- ⑥その他、留学が適当でないと認められるとき。

(2) 派遣先大学における専攻及び研究室等は、原則として本学の指導教員又は本人の希望によりますが、派遣先大学の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。応募にあたって、具体的な研究テーマの設定とすすめ方を派遣先の研究室と事前に打ち合わせておく必要があります。

(3) 入学手続き及び渡航手続き等は、本人の責任により行うこととなります。

〔本件担当〕
教育・学生支援部留学生課
海外留学係 半田、鎌田
電話: (92) 7820
Email: sab_query@bureau.tohoku.ac.jp